

(別添)

鳥取県版ユースCOP2026 実施業務委託仕様書

1 業 務 名 鳥取県版ユースCOP2026 実施業務(以下、「本業務」という。)

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月 26 日まで

3 業務の目的

本業務は、2050年脱炭素社会の中心的存在となる若者(高校生・大学生を含む10代後半から20代の者、以下ユースという。)の活動発表と行政への施策提案の場を設け、県内と全国のユース間との連携を促し、主体的な活動を行う若者の増加と、地球温暖化防止に関する知識の深化・意識醸成の促進を目的とする。

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、鳥取県(以下「発注者」という。)が実施する本業務に適用する。
- (2) 受注者は、業務遂行に必要な管理担当者を配置しなければならない。この管理担当者は、本業務に関する専門的な能力と経験を有する者から選任するものとする。
- (3) 受注者は契約締結後速やかに、次の書類を作成し発注者の承諾を得るものとする。
 - ア スケジュール表(工程表)
 - イ 管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - ウ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - エ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (4) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者とは常に密接に連絡を取るとともに、月に2回程度打合せを実施すること。また、その内容についてその都度記録し、発注者の確認を得るものとする。また、本業務の詳細内容は、発注者と協議の上、決定することとする。
- (5) 受注者は、業務の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、業務の区分ごとに発注者に中間報告を行いその承認を得るものとする。
- (6) 本業務に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含まれる。
- (7) 業務に必要な機材と資料については可能な限り貸与する。貸与資料は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。なお契約時において機材の調達費用をレンタル等により見込んでいた場合は、その費用部分について精算を行うものとする。
- (8) 映像、掲示、運営等で特許権、著作権等に関わるものを採用しようとする場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (9) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

5 業務内容

(1) 鳥取県版ユースCOP2026(以下、「ユースCOP」という。)の開催

ア 日 程

(ア)前日準備・リハーサル

令和8年12月下旬予定(本番前日)

(イ) ユースCOP

令和8年12月下旬 12:30～16:00(予定)

イ 業務場所

公立鳥取環境大学(〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北1丁目1-1) 学生センター

ウ 概要

(ア) ユースCOPの開催案内及び参加募集に関すること

- ① 受注者は、参加者の募集のため、高校生・大学生をメインターゲットとした広報を実施すること。また、受注者は、参加応募フォームの作成及び参加者の管理を行い、参加者に対し、当日の参加方法に係る案内を実施すること。
- ② 受注者は、チラシ(両面カラー印刷、A4サイズ、1,000枚)、ポスター(片面カラー印刷、A1サイズ、100枚)を作成・印刷の上で、定められた期間において、発注者へ納品すること。また、受注者は発注者にデータを納品すること。

(イ) ユースCOP当日の進行台本等の作成及び実施

受注者は、ユースCOPの構成を、次のプログラムの内容で発注者と連携し実施すること。なお、変更となる可能性があることから実施に当たっては、発注者と協議の上行うこと。

- ① オープニング
ユース代表あいさつ
鳥取県主催者あいさつ
- ② 活動報告会・交流会
各ユース等による活動発表(5団体程度)
意見交換(フィッシュボウル形式を想定。概要は別紙1のとおり)
- ③ 気候変動ギャザリングin鳥取(※)最終発表
- ④ ポスターセッション
- ⑤ クロージング

(※) 県内外の大学生を対象とした、宿泊研修を通じ、脱炭素に関する鳥取県の課題や取り組み状況を学んだうえで、課題を解決するための施策立案に挑戦してもらうプログラム。今年度夏から実施し、ユースCOPの中で最終発表を実施する。

(ウ) ユースCOPの会場装飾等

- ① COP TOTTORI 2025(鳥取県版COP)をイメージさせるデザインとした装飾(鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/325734.htm>)を参照)を施し、会場の席等の配置(詳細は別紙1を参照)を行うこと。
- ② 会場案内用立て看板(180cm×90cm、1枚)・のぼり(50本)の作成、設置及び撤去を行うこと。なお、のぼりは開催の概ね2週間前には公立鳥取環境大学や別途指定する鳥取市内に設置すること。
- ③ 受注者は、参加者が会場内でリラックスできる環境を整備すること。
(例: 背景音楽の提供、会場の装飾、軽食の用意 等)

(エ) オンライン環境の整備

受注者は、ユースCOPの実施にあたり、対面及びオンライン方式のいずれにおいても参加できるよう、オンライン環境を整備し、当日の運営を行うこと。

当日は、対面参加者から資料・オンラインの参加者・発表者の映像を確認でき、またオンライン参加者から資料・会場の様子・発表者の映像を確認できるよう以下の機材を用意し運用すること。

なお、鳥取県もしくは環境大においても提供できる機材があることから、それを利用する場合においては機材の使用に習熟しておくとともに、契約時において以下の機材の調達費用をレンタル等することとして費用を計上していた場合は、その部分の費用について減額精算する。

内容	数量	備考
超短焦点プロジェクター	1台	※可能な限り明るいもの
スピーカーホン	3台	※対面参加者とオンライン参加者の間で会話ができるようにすること
スクリーン	1台	※幅2.2m程度、高さ2.2m程度のもの
モニター	1台	※70インチ以上のもの
ビデオカメラ	2台	※光学5倍ズーム以上、メモリ32GB以上
PC	3台	※ウィンドウズ11で、ワード・パワーポイントがインストールされていること。
配線等の配信に必要な物品	1式	Wi-Fiルーター含む
スイッチャー等映像の切り替えに必要な物品	1式	※本仕様書ウ(イ)②及び③においては、スクリーンとモニターに同時に同一の映像を投影できるようにすることとし、随時映像の切り替えを行うこと。

(オ)ポスターセッション・ブース設営

受注者は、企業・学生団体等が自らの活動状況を広報することができるよう、会場もしくは会場周辺に掲示板又はブースを設けるものとし、その数は概ね20か所とする。

受注者は、ブース設営にあたり、以下の物品の作成及び設置及び撤去を行うこと。

内容	数量	備考
パーテーション	20枚程度	※公立鳥取環境大学のものを借用
長机(3人掛け)	20台程度	※公立鳥取環境大学のものを借用
タイトル看板	20枚程度	

(カ)フードブースの設営及び運営

受注者は、会場に無料のスイーツバイキング等のブースを1箇所設営し、運営すること。

なお、設営及び運営費は110,000円(消費税及び地方消費税の額を含めた金額)程度とすること。

(キ)関係者への交通費、謝金の支払

受注者は、本業務の委託費より関係者や発表等を行う参加者への交通費、謝金を支払うこと。金額は990,000円(消費税及び地方消費税の額を含めた金額)を上限とし、費用について実費での精算を行うものとする。

(ク)アンケートの実施

受注者は、ユースCOPにおける参加者へアンケートを実施すること。アンケートの内容は発

注者と協議して決定すること。

(ケ) 成果品の提出

本業務の実施を証するものとして、以下の成果品を提出すること。

- ・活動状況の報告書
- ・制作等した啓発・広報ツールもしくは データ(発注者による2次利用を可能とする)
- ・当日の様子がわかる動画、写真データ
- ・本仕様書5のウ(ク)のアンケート結果

(コ) 手話通訳者

本業務の実施にあたり、本仕様書5のウ(イ)の①～⑤において、手話通訳者の手配を行うこと。

6 留意事項

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、事前に県に報告して承認を得なければならない。
- (3) 本業務に関して受注者が発注者から受領した資料等は、発注者の了解無く公表してはならない。
- (4) 本仕様書5(1)ウ(ア)の集客にあたっては、メディアを活用し、効果的に広報すること。また、開催後に参加しなかった県民にも主旨や様子が伝わりやすい実施記録を作成し、発注者に提供すること。
- (5) 本件業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属する。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- (6) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

7 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務に係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。
- (4) この業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。